

中南米等におけるジカウイルス感染症の流行に関しまして、「海外安全ホームページ」に以下のとおり感染症危険情報を掲載されましたので、お知らせいたします。

感染症危険情報（中南米等におけるジカウイルス感染症の流行：妊婦及び妊娠予定の方は特にご注意ください。）

「レベル1：十分注意してください。」

「特に妊娠中の方又は妊娠を予定している方は、流行国・地域への渡航・滞在を可能な限りお控え下さい。」

※厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000109881.html>) においても関連情報が提供されていますので、こちらも併せてご確認ください。

1. 世界保健機関（WHO）による緊急事態宣言

WHOは、2016年2月1日に開催された、ジカウイルス感染症に関する国際保健規則（IHR）緊急委員会（第1回）会合の勧告を踏まえ、最近のブラジルにおける小頭症やその他神経障害の急増について、「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC、Public Health Emergency of International Concern）」を宣言するとともに、妊娠中及び妊娠適齢期の女性のジカウイルス感染症への感染を減少させるための各種対策を含む勧告を発表しました。

ジカウイルス感染症と小頭症等の関係については引き続き研究が行われていますが、詳細な調査結果が得られるまでの間、特に妊娠中の方又は妊娠を予定している方は、流行国・地域への渡航・滞在を可能な限りお控え下さい。やむを得ず渡航、滞在する場合には、在ブラジル日本国大使館等からの最新の関連情報を入手するとともに、蚊に刺されないようにするなど以下4. を参考に十分な感染予防に努めてください。

2. ジカウイルス感染症の発生状況

2015年5月以降、ブラジルをはじめとする中南米地域を中心に、ジカウイルス感染症の発生が報告されています。現在、ブラジルの22州で感染が確認されているほか、WHO等によれば、バルバドス、ボリビア、コロンビア、コスタリカ、カーボヴェルデ、オランダ領キュラソー島、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、プエルトリコ、サモア、スリナム、ベネズエラ、米領（バージン諸島及びサモア）、フランス領（グアドループ、サン・マルタン、ギアナ、マルティニーク）において、ジカウイルス感染症の感染例が報告されています。

3. ジカウイルス感染症と小頭症等との関連

2015年11月28日、ブラジル保健省は、妊娠中のジカウイルス感染症と胎児の小頭症等に関連が見られることを発表しました。同省によれば、2015年10月から2016年1月第3週までに、同国内で4,180例の小頭症児が報告されていま

す。現時点においてジカウイルス感染症と小頭症との因果関係は明らかではありませんが、WHOが緊急事態を宣言したことを踏まえ、詳細な調査結果が得られるまでの間、特に妊婦及び妊娠予定の方の流行国・地域への渡航及び滞在は可能な限りお控えください。

4. 渡航・滞在にあたっての注意事項

ジカウイルス感染症には有効なワクチンや治療法はありません。蚊に刺されないようにすることが唯一の予防方法になりますので、ジカウイルス感染症の流行国・地域への渡航滞在を予定している方は、次の点に十分注意の上、蚊に刺されないよう感染の予防に努めてください。

- 外出する際には長袖シャツ・長ズボンなどの着用により肌の露出を少なくし、肌の露出した部分や衣服に昆虫忌避剤（虫除けスプレー等）を2～3時間おきに塗布する。昆虫忌避剤は、ディート（DEET）やピカリジン（Picardin）等の有効成分のうちの1つを含むものを、商品毎の用法・用量で適切に使用する。一般的に、有効成分の濃度が高いほど、蚊の吸血に対する効果が長く持続すると言われている。
- 室内においても、電気蚊取り器、蚊取り線香や殺虫剤、蚊帳（かや）等を効果的に使用する。
- 規則正しい生活と十分な睡眠、栄養をとることで抵抗力をつける。
- 軽度の発熱や頭痛、関節痛や結膜炎、発疹等が現れた場合には、ジカウイルス感染症を疑って、直ちに専門医師の診断を受ける。
- 蚊の繁殖を防ぐために、タイヤ、バケツ、おもちゃ、ペットの餌皿等を屋外放置しない、植木の水受け等には砂を入れるなどの対策をとる。

（参考情報）

○厚生労働省HP（ジカウイルス感染症について）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000109881.html>

○国際保健機関（WHO）：Zika virus Disease（英文）

<http://www.who.int/csr/disease/zika/en/>

（問い合わせ窓口）

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902、2903

（外務省関連課室連絡先）

○外務省領事局政策課（海外医療情報）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）5367

○外務省 海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

（携帯版）<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>

(現地大使館連絡先)

○在ブラジル日本国大使館

電話：(市外局番61) 3442-4200

国外からは(国番号55) -61-3442-4200

ホームページ：<http://www.br.emb-japan.go.jp/nihongo/index.html>

○在ベレン領事事務所

電話：(市外局番91) 3249-3344

国外からは(国番号55) -91-3249-3344

ホームページ：<http://www.belem.br.emb-japan.go.jp/pt/jp/index.html>

○在レシフェ領事事務所

電話：(市外局番81) 3207-0190

国外からは(国番号55) -81-3207-0190

ホームページ：<http://www.br.emb-japan.go.jp/nihongo/recife.html>

○在サンパウロ日本国総領事館

電話：(市外局番11) 3254-0100

国外からは(国番号55) -11-3254-0100

ホームページ：<http://www.sp.br.emb-japan.go.jp/jp/index.html>

○在リオデジャネイロ日本国総領事館

電話：(市外局番21) 3461-9595

国外からは(国番号55) -21-3461-9595

ホームページ：<http://www.rio.br.emb-japan.go.jp/nihongo/index.html>

○在クリチバ日本国総領事館

電話：(市外局番41) 3322-4919

国外からは(国番号55) -41-3322-4919

ホームページ：http://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/index_j.html

○在ポルトアレグレ領事事務所

電話：(市外局番51) 3334-1299

国外からは(国番号55) -51-3334-1299

ホームページ：http://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/poa_j.html

○在マナウス日本国総領事館

電話：(市外局番92) 3232-2000

国外からは(国番号55) -92-3232-2000

ホームページ：<http://www.manaus.br.emb-japan.go.jp>

○在バルバトス日本国大使館

電話番号：246-287-5296

国外からは(国番号1) -246-287-5296

○在ボリビア日本国大使館

電話：(市外局番02) 241-9110～3

- 国外からは(国番号591)-2-241-4110～3
ホームページ：<http://www.bo.emb-japan.go.jp/jp/index.html>
- 在サンタクルス出張駐在官事務所
電話：(市外局番03) 333-1329
国外からは(国番号591) -3-333-1329
- 在コロンビア日本国大使館
電話：(市外局番01) 317-5001
国外からは(国番号57) -1-317-5001
ホームページ：http://www.colombia.emb-japan.go.jp/japanese/index_j.html
- 在コスタリカ日本国大使館
電話：2232-1255
国外からは(国番号506) 2232-1255
ホームページ：<http://www.cr.emb-japan.go.jp/japones/index-j.html>
- 在セネガル日本国大使館(カーボヴェルデを兼轄)
電話：(国番号221) 33-849-5500
ホームページ：<http://www.sn.emb-japan.go.jp>
- 在オランダ日本国大使館(オランダ領キュラソー島を兼轄)
電話：(市外局番070)- 3469544
国外からは(国番号31) -70-3469544
ホームページ：<http://www.nl.emb-japan.go.jp/indexj.html>
- 在ドミニカ共和国日本国大使館
電話：市外局番(809) 567-3365～7
国外からは(国番号1) -809-567-3365～7
ホームページ：<http://www.do.emb-japan.go.jp/jp/index.html>
- 在エクアドル日本国大使館
電話：(市外局番02) 227-8700
国外からは(国番号593) -2-227-8700
ホームページ：http://www.ec.emb-japan.go.jp/index_j.html
- 在エルサルバドル日本国大使館
電話：2528-1111
国外からは(国番号503) 2528-1111
ホームページ：http://www.sv.emb-japan.go.jp/index_jp.html
- 在グアテマラ日本国大使館
電話：2382-7300
国外からは(国番号502) -2382-7300
ホームページ：<http://www.gt.emb-japan.go.jp/mainJA.html>

○在トリニダード・トバゴ日本国大使館（スリナム及びガイアナを兼轄）

電話：628-5991

国外からは（国番号868）628-5991

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.html>

○在ハイチ日本国大使館

電話：2256-5885/3333

国外からは（国番号509）-2256-5885/3333

ホームページ：<http://www.ht.emb-japan.go.jp/j/>

○在ホンジュラス日本国大使館

電話：2236-5511

国外からは（国番号504）-2236-5511

ホームページ：<http://www.hn.emb-japan.go.jp/>

○在メキシコ日本国大使館

電話：（市外局番55）5211-0028

国外からは（国番号52）55-5211-0028

ホームページ：<http://www.mx.emb-japan.go.jp/>

○在レオン総領事館

電話：（市外局番477）343-4800

国外からは（国番号52）477-343-4800

○在ニカラグア日本国大使館

電話：（市外局番なし）2266-8668～8671

国外からは（国番号505）-2266-8668～8671

ホームページ：http://www.ni.emb-japan.go.jp/index_j.html

○在パナマ日本国大使館

電話：263-6155

国外からは（国番号507）-263-6155

ホームページ：<http://www.panama.emb-japan.go.jp/jp>

○在パラグアイ日本国大使館

電話：（市外局番021）604-616, 604-617, 603-682, 606-900

国外からは（国番号595）-21-604-616, 604-617, 603, 682, 505-900

ホームページ：<http://www.py.emb-japan.go.jp/jap/index-jp.html>

○在エンカルナシオン領事事務所

電話：（市外局番071）202-287, 202-88

国外からは（国番号595）-71-202-287, 202-288

ホームページ：<http://www.py.emb-japan.go.jp/jap/encarnacion-jimusho.html>

○在ニューヨーク日本国総領事館（プエルトリコ及び米領バージン諸島を兼轄）

電話：（212）371-8222

国外からは（国番号001）212-371-8222

ホームページ：<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/index.html>

○ 在ニュージーランド日本国大使館（サモアを兼轄）

電話：（市外局番04）473-1540

国外からは（国番号64）4-473-1540

ホームページ：http://www.nz.emb-japan.go.jp/index_j.html

○ 在ベネズエラ日本国大使館

電話：（市外局番 0212）262-3435

国外からは（国別番号58）-212-262-343

ホームページ：<http://www.ve.emb-japan.go.jp/>

○ 在ホノルル日本国総領事館（米領サモアを兼轄）

電話：（市外局番808）543-3111

国外から（国番号001）-808-543-3111

ホームページ：http://www.honolulu.us.emb-japan.go.jp/index_j.html

○ 在フランス日本国大使館（仏領を兼轄）

電話：（市外局番01）4888-6200

国外からは（国番号33）-1-4888-6200

ホームページ：<http://www.fr.emb-japan.go.jp/jp/>